



平成 20 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 A O K I ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 青 木 拓 憲  
(コード番号 8214 東証・大証第一部)  
問合せ先 専務取締役 中 村 憲 侍  
(TEL 045-941-1388)

証券取引等監視委員会による当社子会社の役員及び元従業員に対する  
課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社子会社（株式会社ヴァリック）の役員及び元従業員の 2 名に対し金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

当社子会社（株式会社ヴァリック）の役員及び元従業員の 2 名は、当社が純粹持株会社体制に移行するため、当時ジャスダック証券取引所に上場していた株式会社ヴァリック及び株式会社ラヴィスと株式交換を行うことについて決定する事実を知り、当該事実が公表された平成 19 年 11 月 15 日以前に、役員は当社子会社の株式会社ヴァリック及び株式会社ラヴィスの株式をそれぞれ 8 株（約 93 万円）及び 12 株（約 97 万円）、元従業員は株式会社ヴァリックの株式 2 株（約 23 万円）を買い付けました。

この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告の内容

上記の違反行為に対し金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金

- ・当社子会社役員 金 34 万円
- ・当社子会社元従業員 金 5 万円

### 3．当社子会社役員及び元従業員への処分の概要

今回の勧告に係わる法令違反の事実関係につきましては、社内調査等の結果、子会社役員が買付時期などにつき法令上の制限を看過し、当該株式を買い付けたという事実を確認いたしました。

上場企業である当社の子会社役員による法令違反の事実を厳粛に受け止め、株主・投資家の皆様及び関係者の方々への影響を重視し、また、関連諸法令等も鑑みて処分を検討した結果、当該子会社役員を取締役解任処分といたしました（なお、同様に課徴金納付命令を受けた元従業員は、平成19年10月30日付で同社を退社しており、本件の法令違反行為を行ったのは、退社後となります。）。

なお、今回の処分に伴い、当該子会社の代表取締役社長は報酬の一部を返上することといたしました。

### 4．再発防止に向けて

当社グループでは、規程による自社株式売買時の事前申請制度やコンプライアンス教育により、内部者取引の未然防止に取り組んでまいりました。しかしながら、今回の違反行為は当社の取り組みが不十分であったことを示したものと認識いたしましたので、直ちにグループコンプライアンス委員会を開催して規程を改定し、自社株式売買に関するルールの厳格化を実施いたしました。

今後は、当社グループ全役職員に対し、社内規程の周知徹底に加え、コンプライアンス及び金融商品取引法上のルールの教育を解説書の配布、研修等により強化し、再発防止に努めてまいります。

以上